

報告第26号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の
増減の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和6年9月10日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の
増減の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

- 1 件名及び契約名 令和5年第2回杉並区議会定例会において議案第63号により議決を得た「杉並区立富士見丘中学校改築空気調和設備工事」
- 2 金額の変更 議決を得た契約金額 金295,900,000円
変更後の契約金額 金299,772,000円
契約金額の増額 金3,872,000円
- 3 変更理由 東京都財務局機械設備工事積算標準単価表（令和6年4月1日付）による週休2日単価適用のため。
- 4 専決処分年月日 令和6年6月24日